

関係団体各位

宮崎県県土整備部建築住宅課長
(公 印 省 略)

「医療警報」への移行に係る周知について（依頼）

拝啓 時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

県内の新規感染者数は減少傾向が続き、医療提供体制への負荷も軽減されていることから、昨日4日をもって県独自の「医療緊急警報」を終了し、本日から「医療警報」に移行しております。また、これに伴い、下記のとおり、県民の皆さまに向けた行動要請を一部変更しております。

つきましては、各団体におかれましても、引き続き、行動要請への御理解・御協力をお願いいたします。併せて、貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 主な行動要請

項目	医療緊急警報（10月4日（火）まで）	医療警報（10月5日（水）から当面の間）
外出・移動	混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	外出・移動の際は、感染防止対策の徹底を
会食	○ひなた飲食店認証店を利用する場合 ・感染リスクの高まるような大人数、長時間での会食は控えて ○ひなた飲食店認証店以外を利用する場合 ・1卓4人以下、2時間以内 （テーブル間の席の移動は控えて） ○高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者及び高齢者施設等従事者は会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と	○感染リスクの高まるような大人数、長時間での会食は控えて ※ひなた飲食店認証店以外を利用する場合の「1卓4人以下、2時間以内」の制限は終了 —
高齢者施設等の面会	○対面での面会を制限 （ガラス越しやオンラインでの面会を）	○感染防止対策を徹底の上、人数を最小限で

※詳細は別添資料「主な行動要請」を御参照ください。

2 要請期間

令和4年10月5日（水）から当面の間（終期は、医療のひっ迫状況等を見極めて判断）

担 当：【宅地建物取引業関係】
宅地審査担当：堀内
【県営住宅指定管理関係】
公営住宅担当：柳田
【その他】
建築指導担当：藤近
連絡先：0985-26-7196